

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	名古屋市立大学				
設置者名	公立大学法人名古屋市立大学				

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数			省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目		
医学部	医学科	夜・通信	16	0	44	19	
薬学部	薬学科	夜・通信	46	53	127	19	
	生命薬学科	夜・通信		0	74	13	
経済学部	公共政策学科	夜・通信	28	2	58	13	
	マネジメントシステム学科	夜・通信	28	10	66	13	
	会計ファイナンス学科	夜・通信	28	14	70	13	
人文社会学部	心理教育学科	夜・通信	36	23	87	13	
	現代社会学科	夜・通信	36	66	130	13	
	国際文化学科	夜・通信	36	16	80	13	
芸術工学部	情報環境デザイン学科	夜・通信	27	21	76	13	
	産業イノベーションデザイン学科	夜・通信	27	23	78	13	
	建築都市デザイン学科	夜・通信	27	17	72	13	
看護学部	看護学科	夜・通信	123	0	151	13	
総合生命理学部	総合生命理学科	夜・通信	6	0	34	13	
(備考) 医学部専門教育科目は単位制を採用していないため、上記単位数に含まれていないが、実務経験のある教員等による授業科目が70科目ある。							

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

教養教育科目、各学部の専門教育科目別に公表

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/guide/support/practice/>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	名古屋市立大学
設置者名	公立大学法人名古屋市立大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

大学ウェブサイト

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/operations/executive/index.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
常勤	地方公共団体・職員	2020.4.1 ～2022.3.31	全般
非常勤	株式会社・役員	2020.4.1 ～2022.3.31	財務
非常勤	株式会社・役員	2020.4.1 ～2022.3.31	知財活用連携
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	名古屋市立大学
設置者名	公立大学法人名古屋市立大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

○シラバスを作成し、科目種別(授業の方法)、授業の目的・目標、授業概要、授業計画、授業時間外の学修、成績評価基準、履修要件、実務経験を活かした教育の取組について公表している。

12月：シラバス作成依頼

(シラバス作成における留意点を示す)

12～1月：シラバス作成

3月：シラバスの公表

○成績評価基準については各学部履修規程にて定めている。

(例) 経済学部履修規程

第11条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

授業計画書の公表方法	専用ウェブサイト http://lc-syllabus.nagoya-cu.ac.jp/ext_syllabus/ 医学部専門教育科目的シラバス（大学医学部ウェブサイト） https://www.nagoya-cu.ac.jp/med/education/medicine/s_curriculum/
	2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

○シラバスにて成績評価基準を示し、各学生の学修成果について、試験やレポートその他の方法を用いて厳格かつ適切に成績判定し、合格した者に単位付与または履修認定を行っている。

シラバスにて下記項目を記載している。

科目種別（授業の方法）、授業の目的・目標、授業概要、授業計画、授業時間外の学修、成績評価基準、履修要件、実務経験を活かした教育の取組等

○学則の規定に基づき、各学部履修規程にて定めている。

大学学則

(試験)

第33条 試験は、履修した授業科目について各学期若しくは各学年ごとに、又はその授業科目の授業が終った後、適当な時期に行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、平常の考查又は論文若しくは報告書をもって試験に代えることができる。

(成績)

第34条 試験の成績は、各授業科目について合格及び不合格とする。

(単位の修得等)

第37条 試験に合格した者は、その授業科目の単位を修得（医学部専門教育科目にあってはその授業科目を修了）したものとする。

(履修規程)

第41条 本節に定めるもののほか、学部又は学科の授業科目、単位数（医学部専門教育科目にあっては授業時間数）、単位の計算方法、履修方法、履修登録単位の上限及び試験については、履修規程で定める。

(教養教育科目試験) 各学部共通

第8条 試験は、学期末に行う。ただし、必要がある（看護学部・総合生命理学部：担当教員が特に必要と認めた）場合には、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることがある。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(医学部専門教育科目試験) 医学部履修規程

第15条 試験は定期試験及び随時試験とする。

2 前項の試験のほか、論文又はレポート等をもって試験に代えることがある。

(薬学部専門教育科目試験) 薬学部履修規程

第19条 学期末に試験を行うほか、実習、論文、レポート等をもって試験に代えることができる。

(経済学部専門教育科目試験) 経済学部履修規程

第22条 学期末又は通年科目にあっては学年末に試験を行う。ただし、特に必要がある場合には、教授会の議を経て学部長が隨時行うことができる。

2 前項の試験のほか、論文又はレポート等をもって試験に代えることができる。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない授業科目は、失格とし受験資格を与えない。

(人文社会学部専門教育科目試験) 人文社会学部履修規程

第20条 学期末又は2学期にわたり開講される授業科目にあっては後の学期末に試験を行う。ただし、特に必要がある場合には、隨時行うことができる。

- | | |
|--|---|
| | <p>2 前項の試験のほか、論文又はレポート等をもって試験に代えることができる。</p> <p>3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は、失格とし受験資格を与えない。</p> |
|--|---|

(芸術工学部専門教育科目試験) 芸術工学部履修規程

第20条 試験は、学期末又は2学期にわたり開講される授業科目にあっては後の学期末に行う。ただし、必要がある場合には、学期末以外の時期に行うことができる。

- 2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。
- 3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(看護学部専門教育科目試験) 看護学部履修規程

第19条 試験は、学期末(2学期にわたり開講される授業科目にあっては後の学期末)に行う。ただし、担当教員が特に必要と認めた場合には、学期末以外に行うことができる。

- 2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。
- 3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割(看護学実習にあっては8割)に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(総合生命理学部専門教育科目試験) 総合生命理学部履修規程

第23条 試験は、学期末(2学期にわたり開講される授業科目にあっては学年末)に行う。ただし、担当教員が特に必要と認めた場合には、学期末以外に行うことができる。

- 2 前項の試験は、論文又はレポートその他の方法をもって代えることができる。
- 3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

○GPA制度を平成22年度より導入(平成21年度第5回教育研究審議会にて了承)し、各学部(単位制をとらない医学部専門教育科目を除く)にて基準値を設定(1.50未満)。各学部にて半期ごとに基準値を下回る学生について、個別学修指導を行う。

○GPAは、授業科目ごとの評価を4.0~0.0までのGP(Grade Point)に置き換えて単位数を乗じ、その総和を履修登録単位数の合計で除した平均値。

GP(認定除く)

秀:4.0

優:3.0

良:2.0

可:1.0

不可:0.0

欠席:0.0

失格:0.0

・履修科目の取消手続きをしたもの、合否のみを判定する科目及び単位認定制度による認定科目についてはGPAの対象外とする。

・履修を途中で放棄したものは、不可又は失格の評価となり、GPA値に反映する。一度不合格になった授業科目を再履修し、単位を修得した場合、不合格となった成績もGPA値に反映される。

○単位制をとらない医学部専門教育科目については、各学生の授業科目毎の成績評価点の平均点を算出し、順位付けを行う。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	大学ウェブサイト https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/guide/support/gpa/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

○各学部学科の卒業の認定方針を公表している。公表方法の URL を参照。

○学士課程における共通方針

名古屋市立大学では、市民によって支えられる市民のための大学として、地域社会や国際社会の発展に貢献し、社会全体の幸福の実現や持続可能な社会の構築に資する優れた人材を育成するという教育上の目的に鑑み、個性を認識し自らの立場を自覚したうえで人生の様々な局面において自ら活路を見出すための思考基盤となる教養を修得し、次世代をリードできる優れたバランス感覚と上質かつ豊かな感性で社会と向き合う力を身につけ、所定の単位を修得し、所定の要件を満たした学生に対し、卒業を認定し、学位を授与します。

○各学部にて期末試験後に卒業判定会議を開催し、本学所定の修業期間在学して、修得すべき単位を修得した学生（医学部専門教育科目については、単位制をとらないため、全ての授業科目を修得した学生）に対し、卒業の認定方針を踏まえ、卒業資格を認定し、適切に実施している。

○学則の規定に基づき、各学部履修規程にて卒業要件となる修得必要な科目及び単位数を定めている。

大学学則

（卒業）

第 42 条 本学所定の修業期間在学し、学部所定の試験に合格した者は、卒業とし、これに卒業証書を授与する。

（例）経済学部履修規程（医学部を除く他の学部も同様の記載）

（卒業の認定）

第 29 条 所定の期間在学し、第 4 条（教養教育科目における修得必要単位数）及び
第 17 条（専門教育科目における修得必要単位数）に定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

医学部履修規程

（卒業の認定）

第 25 条 所定の期間在学し、第 4 条に定める修得すべき単位及び第 14 条に定める全ての授業科目を修得した者は、卒業資格を認定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

大学ウェブサイト

教育情報の公表 6. 学修成果評価、卒業修了認定基準

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/publication/education/index.html>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	名古屋市立大学
設置者名	公立大学法人名古屋市立大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/operations/finance/index.html (財務諸表のPDFに貸借対照表・損益計算書がある。)
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	該当なし
事業報告書	https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/operations/finance/index.html
監事による監査報告（書）	

2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：公立大学法人名古屋市立大学令和3年度年度計画 対象年度：令和3年度）
公表方法：大学ウェブサイト https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/evaluation/annual/
中長期計画（名称：公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画 （令和3年3月31日変更認可） 対象年度：平成30年度～令和5年度）
公表方法：大学ウェブサイト https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/evaluation/medium-term/

3. 教育活動に係る情報

（1）自己点検・評価の結果

公表方法：大学ウェブサイト https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/evaluation/self/ (名古屋市立大学 自己点検・評価報告書)
--

（2）認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：大学ウェブサイト https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/evaluation/authentication/ (大学評価(認証評価)結果)
--

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 全学共通
教育研究上の目的 (公表方法 : 大学ウェブサイト) 教育情報の公表 1. 教育研究上の目的 https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/publication/education/index.html
(概要) 名古屋市立大学では、医・薬・看護・経済・人文社会・芸術工学及び総合生命理学の全七学部を有する総合大学としての特性を活かして、分野横断的な知を修得させ、主たる専門分野のみならず、連関する分野への志向性と幅広い知見を養う教育を行うとともに、これらの教育を通じて上質かつ豊かな感性で社会と向き合う力を育み、地域社会と国際社会に貢献し、次世代をリードできる優れた人材を輩出することを目的とする。 また、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与することを目的とする。 このような全学的な方針のもと、各学部学科の教育研究上の目的を定め、公表している。上記 URL を参照。
卒業の認定に関する方針 (公表方法 : 大学ウェブサイト) 教育情報の公表 6. 学修成果評価、卒業修了認定基準 https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/publication/education/index.html
(概要) ○各学部学科の卒業の認定方針を公表している。上記 URL を参照。
○学士課程における共通方針 名古屋市立大学では、市民によって支えられる市民のための大学として、地域社会や国際社会の発展に貢献し、社会全体の幸福の実現や持続可能な社会の構築に資する優れた人材を育成するという教育上の目的に鑑み、個性を認識し自らの立場を自覚したうえで人生の様々な局面において自ら活路を見出すための思考基盤となる教養を修得し、次世代をリードできる優れたバランス感覚と上質かつ豊かな感性で社会と向き合う力を身につけ、所定の単位を修得し、所定の要件を満たした学生に対し、卒業を認定し、学位を授与する。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法 : 大学ウェブサイト) 教育情報の公表 5. 授業科目、授業方法内容、年間授業計画 https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/publication/education/index.html
(概要) ○教養教育科目及び、各学部学科の専門教育科目における教育課程の編成及び実施に関する方針を公表している。上記 URL を参照。
○学士課程における共通方針 名古屋市立大学では、卒業認定・学位授与方針に掲げる人材を育成するために、全七学部を有する総合大学としての特性を活かして、分野横断的な知を修得させ、主たる専門分野のみならず、連関する分野にも幅広い知見と志向性を養うことができるよう、順次性のある体系的な教育課程を編成する。
【教養教育】 <ul style="list-style-type: none">・教養教育では、社会の一員として自己のあり方を認識し、社会全体の幸福の実現に向けて貢献できるような人間形成を図るための科目を提供する。・初年次教育科目では、大学生・大人・社会人としての自覚を芽生えさせ目的意識的な大学生活を送らせる動機づけを行う。

- ・地域特色科目では、名古屋という地域の特色を学び地域と大学での学修と研究の連関について考える。
- ・語学科目では、総合的な語学能力を高めることを目指し、英語教育に関しては英語を母語とする教員を重点化してコミュニケーション能力の向上に努める教育を行う。
- ・この他、共通科目では、現代人に必要な一般教養、情報、健康・スポーツなど、さまざまな教養を身につけさせる。
- ・基礎科目では、自然科学や基礎数学の修得を通じて、自然への理解の深化や自然法則並びに現代科学を理解する基礎を身につけ、自然を愛し生命あるものを慈しむ豊かな人間性と、優れた論理的思考力に裏打ちされた知的好奇心を育む。

【専門教育】

専門教育では、各学部が掲げる教育目標を達成するために、連関する分野にも幅広い知見と志向性を養う科目を体系的に提供する。

その実践においては、課題解決型授業やグループワークなどのアクティブ・ラーニングや双方向型授業等を導入することにより、学生の積極性・主体性や協調性などの能力を育む。

これらの教育を通じて修得した成果に対しては、GPA 等の客観的基準の適用等により、厳格な学修評価を行う。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：大学ウェブサイト）

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/admissions/undergraduate/policy/index.html>

（概要）

各学部学科における入学者の受入れに関する方針を公表している。上記 URL を参照。

名古屋市立大学では、各学部がその理念と目的に応じて入学者選抜試験における教科・科目を設定しており、明確な目的意識と主体性を持ち、大学の教育に関する目的を理解し、次のような資質を有する多様な学生を求める。

- ・十分な基礎学力を備えて、勉学への強い意欲を持った人
- ・将来、豊かな人間性を涵養し、地域や社会で活躍できる適性を持った人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：大学ウェブサイト

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/operations/organization/index.html>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関するこ

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するこ

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
医学部	97 人	97 人	100%	582 人	592 人	101.7%	人	人
薬学部	115 人	118 人	102.6%	535 人	535 人	100%	人	人
経済学部	230 人	230 人	100%	920 人	969 人	105.3%	人	人
人文社会学 部	194 人	201 人	103.6%	800 人	859 人	107.4%	12 人	9 人
芸術工学部	100 人	102 人	102%	400 人	429 人	107.3%	人	人
看護学部	80 人	82 人	102.5%	320 人	327 人	102.2%	人	人
総合生命理 学部	43 人	45 人	104.7%	167 人	172 人	103%	人	人
合計	859 人	875 人	101.9%	3,724 人	3883 人	104.3%	人	人

b. 卒業者数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
医学部	102 人 (100%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	102 人 (100%)
薬学部	110 人 (100%)	46 人 (41.8%)	63 人 (57.3%)	1 人 (0.9%)
経済学部	233 人 (100%)	4 人 (1.7%)	216 人 (92.7%)	13 人 (5.6%)
人文社会学部	227 人 (100%)	7 人 (3.1%)	200 人 (88.1%)	20 人 (8.8%)
芸術工学部	97 人 (100%)	26 人 (26.8%)	66 人 (68%)	5 人 (5.2%)
看護学部	81 人 (100%)	8 人 (9.9%)	73 人 (90.1%)	0 人 (0%)
総合生命 理学部	0 人 (100%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)
合計	850 人 (100%)	91 人 (10.7%)	618 人 (72.7%)	141 人 (16.6%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
進学先：名古屋市立大学				
就職先：名古屋市、愛知県、名古屋国税局、名古屋市立大学病院、豊川市民病院、 海南病院、オービック、トヨタ自動車				
住友生命、十六銀行				
(備考) 医学部の「その他」のうち 99 人は臨床研修医である。				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ

（概要）

○シラバスを作成し、科目種別（授業の方法）、授業の目的・目標、授業概要、授業計画、授業時間外の学修、成績評価基準、履修要件、実務経験を活かした教育の取組について公表している。

12月：シラバス作成依頼
(シラバス作成における留意点を示す)

12～1月：シラバス作成
3月：シラバスの公表

○成績評価基準については各学部履修規程にて定めている。

（例）経済学部履修規程

第11条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

（概要）

○学修の成果に係る評価

シラバスにて成績評価基準を示し、各学生の学修成果について、試験やレポートその他の方法を用いて厳格かつ適切に成績判定し、合格した者に単位付与または履修認定を行っている。

シラバスにて下記項目を記載

科目種別（授業の方法）、授業の目的・目標、授業概要、授業計画、授業時間外の学修、成績評価基準、履修要件、実務経験を活かした教育の取組等

○卒業又は修了の認定に当たっての基準

ディプロマポリシー

大学ウェブサイト 教育情報の公表 6. 学修成果評価、卒業修了認定基準

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/publication/education/index.html>

○学則の規定に基づき、各学部履修規程にて定められている。

大学学則

(卒業)

第 42 条 本学所定の修業期間在学し、学部所定の試験に合格した者は、卒業とし、これに卒業証書を授与する。

(例) 経済学部履修規程（医学部を除く他の学部も同様の記載）

(卒業の認定)

第 29 条 所定の期間在学し、第 4 条（教養教育科目における修得必要単位数）及び第 17 条（専門教育科目における修得必要単位数）に定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

医学部履修規程

(卒業の認定)

第 25 条 所定の期間在学し、第 4 条に定める修得すべき単位及び第 14 条に定める全ての授業科目を修得した者は、卒業資格を認定する。

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
医学部	医学科	教養科目は 43 単位 専門教育科目は配当されたすべての科目	有・無	単位
薬学部	薬学科	188 単位	有・無	単位
	生命薬学科	132 単位	有・無	単位
経済学部	公共政策学科	134 単位	有・無	単位
	マネジメントシステム学科	134 単位	有・無	単位
	会計ファイナンス学科	134 単位	有・無	単位
人文社会 学部	心理教育学科	132 単位	有・無	単位
	現代社会学科	132 単位	有・無	単位
	国際文化学科	132 単位	有・無	単位
芸術 工学部	情報環境デザイン学科	128 単位	有・無	単位
	産業イノベーションデザイン学科	128 単位	有・無	単位
	建築都市デザイン学科	128 単位	有・無	単位
看護学部	看護学科	130 単位	有・無	単位
総合生命 理学部	総合生命理学科	124 単位	有・無	単位
G P A の活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

公表方法：大学ウェブサイト

○学生生活のてびき

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/campus-life/guide/>

○キャンパスマップ^o

桜山(川澄) <https://www.nagoya-cu.ac.jp/campus-map/sakurayama/>

滝子(山の畑) <https://www.nagoya-cu.ac.jp/campus-map/takiko/>

田辺通 <https://www.nagoya-cu.ac.jp/campus-map/tanabe/>

北千種 <https://www.nagoya-cu.ac.jp/campus-map/kitachikusa/>

○クラブ・サークル活動

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/campus-life/club/index.html>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
全学部	—	535,800 円	名古屋市内居住 (※) 232,000 円 その他 332,000 円		学部等により実費相当費用が必要 ・全国統一の共用試験受験料 ・感染予防ワクチン接種料 ・リメディアル教育経費 ・学外実習費等の経費

(注) 「名古屋市内居住」とは、①入学者又は②配偶者若しくは1親等の親族が入学の日(4月1日)において同日の前から引き続き1年以上の期間、名古屋市内に住所を有していることを住民票により証明できる者をいう。

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要)
<ul style="list-style-type: none"> ○留学に関する支援 https://www.nagoya-cu.ac.jp/international/index.html 交換留学、派遣留学、短期研修・実習、国連機関で働くインターンシップがある。 留学の種類やプログラムによるが、留学先大学で修得した単位が本学で修得した単位として認定されたり、奨学金の支給などの支援がある。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要)
<ul style="list-style-type: none"> https://www.nagoya-cu.ac.jp/career/index.html ○キャリア支援センター（相談、キャリア就職関係図書の貸出、学生の情報交換の場） ○キャリア支援専門員が学生による相談 ○インターンシップ紹介・ガイダンス ○就職ガイダンス、O B ・ O G企業によるインターンシップ ○公務員セミナー ○職務適性検査 ○学内業界研究セミナー（複数企業による業界説明会） ○キャリアNAVIシステム（本学学生を対象とした求人票の閲覧、学内開催の就職関係行事への案内・参加申込など）
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
(概要)
<ul style="list-style-type: none"> ○保健管理センター 定期健康診断の実施、看護師による応急処置・健康相談に加えて、カウンセラーによるよろづ相談、医師によるこころ・からだの健康相談を実施している。 https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/healthcare/outline/index.html ○ハラスマント相談 プライバシーや秘密に配慮した上で、相談員が相談に応じる。 https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/compliance/harassment/consultation.html ○障害学生支援 授業を中心とする大学生活に必要なサポート（合理的配慮含む）に関する相談や調整、カウンセリング等を行う。 https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/healthcare/support/index.html

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：大学ウェブサイト

- ・研究・産学官連携・社会貢献

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/science/index.html>

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/press/publication/index.html>

刊行物 ニュースレター(産学官共創イノベーションセンター)

- ・教育情報

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/publication/education/index.html>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	名古屋市立大学
設置者名	公立大学法人名古屋市立大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		250人	248人	264人
内訳	第Ⅰ区分	130人	135人	
	第Ⅱ区分	73人	68人	
	第Ⅲ区分	47人	45人	
家計急変による支援対象者（年間）				4人
合計（年間）				268人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	一人	人	人	
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	一人	人	人	
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	一人	人	人	
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人	
計	一人	人	人	
(備考) 重複して理由に該当する者あり				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	人	人
G P A等が下位4分の1	34人	人	人	
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人	
計	34人	人	人	

(備考)

警告者数には、家計急変者 1名を含む

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。